

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成30年1月11日(2018.1.11)

【公開番号】特開2017-71314(P2017-71314A)

【公開日】平成29年4月13日(2017.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2017-015

【出願番号】特願2015-199656(P2015-199656)

【国際特許分類】

B 6 0 B 19/00 (2006.01)

A 6 1 G 13/00 (2006.01)

A 6 1 B 90/00 (2016.01)

B 6 0 B 33/00 (2006.01)

【F I】

B 6 0 B 19/00 G

A 6 1 G 13/00 B

A 6 1 B 19/00 5 0 2

B 6 0 B 33/00 5 0 3 C

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月21日(2017.11.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

物体が載置される載置面を有した基台(20)と、

前記基台の載置面とは反対側の裏面の異なる位置にそれぞれが取り付けられる複数の移動車輪(32, 40)と、

前記複数の移動車輪の回転方向が、規定された一点である基準点から同心円状であり、前記基準点を中心とした円の接線と一致する方向だけになるように、前記複数の移動車輪の回転軸に直交する軸の向きを前記円の前記接線に一致させて前記移動車輪の回転方向を制限する制限機構(46, 72)と

を備えた移動装置(1, 3)。

【請求項2】

前記移動車輪は、1方向に回転する1つの回転軸を有した複数の一方向車輪(40)を備え、

前記制限機構(46)は、

前記複数の一方向車輪の回転方向が前記基準点から同心円状であり、前記基準点を中心とした前記円の前記接線に一致する方向だけになるように、前記一方向車輪を固定する、請求項1に記載の移動装置。

【請求項3】

前記制限機構は、

前記一方向車輪の回転方向を変更自在に設定する、請求項2に記載の移動装置。

【請求項4】

前記一方向車輪が、規定された面に接触する接触位置に位置するように、前記基台に対して垂直方向に前記一方向車輪を移動させる可動機構(60)を備える、請求項2または請求項3に記載の移動装置。

**【請求項 5】**

前記移動車輪は、互いに異なる方向に回転する少なくとも2以上の回転軸を有した複数の全方向車輪(32)であり、

前記制限機構(72)は、

前記複数の全方向車輪の回転方向が前記基準点から同心円状であり、前記基準点を中心とした前記円の前記接線に一致する方向だけになるように、前記全方向車輪の回転方向を制限する、請求項1に記載の移動装置。

**【請求項 6】**

前記全方向車輪のそれぞれは、

1つの回転方向に回転する第1回転軸を有した主輪(34)と、

前記主輪の第1回転軸とは異なる方向に回転する第2回転軸を有した少なくとも1つの副輪(36)と

を備え、

前記制限機構は、

前記全方向車輪が備える副輪の回転方向が前記基準点から同心円状であり、前記基準点を中心とした前記円の前記接線に一致する方向だけになるように、前記主輪の回転を制限する、請求項5に記載の移動装置。

**【請求項 7】**

前記制限機構は、

前記副輪の回転方向を変更自在に設定する、請求項5または請求項6に記載の移動装置。

**【請求項 8】**

前記基台の載置面に載置された椅子(10)を備える、請求項1から請求項7までのいずれか一項に記載の移動装置。